

大船渡市危険空き家除却工事補助金交付要綱

(目的)

第1 大船渡市空家等対策計画に基づき、市民の財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、危険空き家の除却工事に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険空き家 市内に所在する空き家（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 1年以上居住その他の用に供していないもの

イ 倒壊、部材の落下及び飛散等の危険性があり、周囲に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある空き家その他市長が認めるものをいう。

(2) 除却工事 危険空き家の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

(補助対象空き家)

第3 補助の対象となる危険空き家（以下「補助対象空き家」という。）は次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 用途が専用住宅又は併用住宅であること。ただし、長屋、共同住宅は含まない。

(2) 店舗又は事務所等との併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること。

(3) 法第22条第2項に規定する勧告を受けていないこと。

(4) 公共事業等の物件移転補償の対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する個人をいう。

(1) 補助対象空き家の所有権を有する者（登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に所有者として記録されている者又はその相続人に限る。）であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 補助対象空き家に共有者又は複数の相続人がいる場合は、その全ての者から除却工事についての同意を得ていること。

(4) 補助対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利を有する全ての者から除却工事についての同意を得ていること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 過去にこの要綱による補助を受けていないこと。

(補助対象工事)

第5 補助の対象となる除却工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）第21条第1項の登録を受けた市内事業者（市内に事業所を有する事業者をいう。）が施工するものであること。
- (2) 補助対象空き家の全部を除却する工事であること。
- (3) 他の制度による補助金の交付を受けて行う工事でないこと。
- (4) 第10の規定による交付決定の通知の日以後に契約及び着手し、当該年度の2月末日までに完了する除却工事であること。

（補助対象経費）

第6 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家の除却に要する費用とする。ただし、家財道具等の撤去、運搬及び処分に要する費用は含まない。

（補助金の額）

第7 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を限度とする。

（事前調査）

第8 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第9に規定する交付申請前に、次に掲げる書類を添付して大船渡市危険空き家除却工事補助金事前調査申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これらの書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 補助対象空き家の付近見取図
- (2) 補助対象空き家の現況写真
- (3) 補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書の写し）
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に掲げる申請書の提出があったときは、当該申請書及び添付書類の審査並びに現地において事前調査を行い、その結果を大船渡市危険空き家等除却工事補助金事前調査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第9 申請者は、第8第2項の規定により補助金の交付対象であることを通知されたときは、次に掲げる書類を添付して大船渡市危険空き家除却工事補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家が存する土地の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書の写し）
- (2) 除却工事の内容及び費用がわかる見積書の写し
- (3) 現に居住している市町村税の未納がないことを証明する書類
- (4) 誓約書（様式第3号の2）
- (5) 申請者以外の関係権利者全員の除却に係る同意書（様式第4号）
- (6) 相続人が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、所有者と申請者等の相続

関係が確認できる書類

(7) 申請者及び関係権利者全員の印鑑登録証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10 市長は、第9に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書及びその添付書類を審査し、適当と認めるときは、大船渡市危険空き家除却工事補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(変更又は中止の承認申請)

第11 第10第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、除却工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに大船渡市危険空き家除却工事補助金変更(中止)承認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、除却工事の内容の変更を認めたときは大船渡市危険空き家除却工事補助金変更承認通知書(様式第7号)により、除却工事の中止を認めたときは大船渡市危険空き家除却工事補助金中止承認通知書(様式第8号)により、交付対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第12 交付対象者は、除却工事が完了したときは、当該工事が完了した日から起算して14日を経過する日までに、次に掲げる書類を添付して、大船渡市危険空き家除却工事完了実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(1) 除却工事に係る請負契約書の写し

(2) 除却工事費が記載された請求書及び領収書の写し

(3) 除却工事の内容が確認できる工事写真及び除却工事後の現況写真

(4) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13 市長は、第12に規定する報告書の提出があったときは、当該報告書及び添付書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、大船渡市危険空き家除却工事補助金交付額確定通知書(様式第10号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第14 交付対象者は、第13の規定による通知を受けたときは、速やかに大船渡市危険空き家除却工事補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、内容を審査した上で、交付対象者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15 市長は、補助対象者が大船渡市補助金等交付規則第17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は関係法令に違反したとき。

(2) 前号のほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の交付をした後においても適用するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年4月1日都市整備部長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日都市整備部長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。